

渡航までの手続きについて（参考）

最終合格者は、以下に留意すること。

1. 中国の駐日公館でのビザ（X1）取得

ただし、すでに中国の大学に在籍中で、ビザを所持している者は、ビザ延長手続きを行う必要がある。詳細は在籍校の留学生管理部署に確認すること。

必要書類：パスポート、大学の録取通知書（合格通知）、外国留学人員来華ビザ申請表（JW201表）、外国人体格検査表など

申請方法：個人申請又は旅行業者等を利用しての代理申請

申請料：自己負担

申請窓口：中国ビザ申請センター又は最寄りの駐日中国総領事館

※管轄区域（都道府県）が決まっているため、申請前に必ず確認すること。

3か所ある中国ビザ申請センターの管轄区域は下記のとおりです。その他の都道府県に居住する者は、最寄りの駐日中国総領事館で申請すること。

<管轄区域>

- ・中国ビザ申請センター（東京）：関東1都6県、長野、山梨、静岡
- ・中国ビザ申請センター（大阪）：近畿2府4県、四国、中国地方（山口を除く）
- ・中国ビザ申請センター（名古屋）：東海3県、北陸3県

中国ビザ申請センターへのリンク

<http://www.visaforchina.org>

中華人民共和国駐日本国大使館へのリンク

<http://jp.china-embassy.gov.cn/jpn>

2. 航空券の手配

中国に渡航するための航空券は各自で手配する必要がある。費用は自己負担。

3. 寮の予約

原則、予約は必要ないが、各自で受入大学に確認すること。

4. 奨学金の辞退について

本人の理由で辞退する場合は、速やかに文部科学省参事官（国際担当）付留学生交流室外国留学係に辞退届（様式は任意。辞退理由及び本人直筆の署名を記入すること。）を郵送もしくは電子メールにて提出すること。

【提出先】

郵送：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

文部科学省参事官（国際担当）付 留学生交流室外国留学係

電子メール：kaigairyugaku@mext.go.jp